

工場のまち苫小牧オンラインツアー推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、工場のまち苫小牧オンラインツアー推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(所在地)

第2条 協議会の、主たる所在地は苫小牧市字柏原6-312に置く。

(目的)

第3条 新型コロナウイルスの感染拡大の中で、小中学校の視察が制限される中、オンラインによる植物工場等の見学と解説を通じて、子どもたちが最先端の産業技術を学びつつ、食糧生産について考える機会を提供する。さらに、これらの機会を通じて工場のまち苫小牧の魅力を発信し、地域の活性化に資する。

(事業)

第4条 協議会、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる取組を行う。

- 一 協議会の運営・管理、活動の情報発信
- 二 学校教育等と連携し、オンラインによる植物工場等先進的産業の魅力を発信
- 三 地域PR等、その他協議会の目的を達成するために必要なこと

(協議会の構成等)

第5条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

なお、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(役員の定数及び選任)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 監事 1名
- 2 第1項の役員は、第5条の構成員の中から、総会において選任する。
 - 3 会長に事故ある時は、会長が会員の中から代理者を指名する。
 - 4 会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表する。

2 監事は、次の各項に掲げる業務を行う。

(1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第8条 役員任期は、3年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の任期期間とする。

(役員満了又は辞任の場合)

第9条 役員は、任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第10条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合においては、協議会は、その総会の開催の日の7日前までにその役員に対し、その旨書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき

(役員報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(総会の種類等)

第12条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長があたるものとする。

3 通常総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき

(2) 第7条第2項の規程により監事が招集したとき

(3) その他会長が必要と認めるとき

(総会の招集)

第13条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に務めるものとする。

(総会の議決方法等)

第14条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 議長は、構成員として総会の議決に加わることはできない。

(総会の権能)

第15条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業の実施計画等に関すること。

(2) その他協議会の運営に関する重要な事項

(議事録)

第 16 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数、当該総会に出席した構成員数
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、第 17 条第 1 項の事務局に備え付けておかなければならない。

(事務局)

第 17 条 協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長及び会計責任者を置く

3 事務局長は、会長が任命する。

(書類及び帳簿の備付け)

第 18 条 協議会は、第 17 条第項の事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会の規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(事業年度)

第 19 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年度の 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 20 条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公共機関等からの補助金・助成金等
- (2) 負担金及びその他収入

(事業計画及び収支予算)

第 21 条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 22 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、総会までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長は、その監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の議決を得た後、これを第 17 条 1 項の事務局に備えておかなければならない。

(解散)

第 23 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散日をもって打ち切りとし、会長が他の役員と協議しこれを決算する。

(細則)

第 24 条 実施しようとする事業の実施要綱等その他の規定及びこの規約に定めるほか、運営上必要な細則は、会長が別に定めるものとする。

(付則)

1 この規約は、令和 3 年 7 月 20 日から施行する。